

瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領に係る運用基準

1 趣旨

この基準は、瀬戸内クルージングポータルサイト広告掲載取扱要領（以下「要領」という。）の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものであり、瀬戸内クルージングポータルサイト広告審査会は、この基準に従って広告掲載の可否の判断を行うものとする。

2 広告主の範囲

行政の品位を損なう恐れ又は県民に不利益を与える恐れのある業種や業者等及び集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織の広告は掲載しない。

（例）

- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律で「風俗営業」と規定される業種及び風俗営業類似の業種
- ・ 消費者金融
- ・ 賭博性が認められる業種や業者
- ・ 社会問題を起こしている業種や業者

3 掲載しない広告

掲載しない広告は、要領第3条に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。

- （1） 申込者以外の者の広告となるもの
- （2） 暗号と疑われるもの又は内容が意味不明なもの
- （3） 権利関係などを確認できない不動産、ゴルフ会員権などに関するもの
- （4） 「不動産の表示に関する公正競争規約」（公正取引委員会認定）の表示に関する規定に反しているもの
- （5） たばこに関するものや喫煙行為を奨励する内容のもの
- （6） 酒に関するものや飲酒を奨励する内容のもの
- （7） 寄付金の募集に関するもの
- （8） 皇室の写真、紋章その他皇室関係のものを使用したもの
- （9） 広島県が推進している施策に反するもの
- （10） 広島県の県税を滞納している者に係るもの
- （11） その他当該申込者に係る情報を考慮し、掲載が適当でないと要領第7条に規定する広告審査会が判断するもの

4 広告の表現について

瀬戸内クルージングポータルサイトに広告を掲載するに当たっては、その広告表現について、要領に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、別途仕様書を定める。

附 則

この基準は、平成26年10月27日から施行する。